

伊島社宅の有効活用事業に係る基本協定書（案）

発注者 本州四国連絡高速道路株式会社（以下「甲という」）と受注者 （以下「乙という」）とは、保有財産（伊島社宅）の貸付けに係るサブリース事業（以下「本事業」という）に係る特定賃貸借契約及びリノベーション工事請負契約（以下「契約等」という）について、下記のとおり基本協定を締結する。

記

1 事業の名称 保有財産（伊島社宅）の貸付けに係るサブリース事業

2 対象不動産

【土地】

所 在	岡山市北区伊島町 2 丁目	
地 番	地 目	地積 (m ²)
1 2 2 4 番地 5	田	491
1 2 2 5 番地 1	田	238
1 2 2 5 番地 7	田	252
1 2 2 6 番地 1	田	496
1 2 2 7 番地 2	田	496
合計		1,973

【建物】

所 在	岡山市北区伊島町 2 丁目 1 2 2 7 番地 2、1 2 2 6 番地 1			
家屋番号	種 類	構 造	延べ面積(m ²)	築年
1 2 2 6 番 1	共同住宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建て	1,386.13	昭和62年10月31日新築
1 2 2 7 番 2	共同住宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建て	479.82	昭和62年10月31日新築

3 基本協定の期間 甲乙間に契約等が締結されるまで

4 契約等に係る乙の役割分担

特定賃貸借契約： 株式会社

リノベーション工事請負契約： 株式会社

5 協定条項

（基本協定の目的）

第 1 条 基本協定は、本事業における各当事者の役割及び基本的合意事項について定めるととも

に、甲及び乙の契約等の締結に関する事項等を定める。

(本事業の概要等)

第2条 本事業は、乙による契約等によって構成される。

(特定賃貸借契約)

第3条 甲及び乙は、前条の特定賃貸借契約を締結しようとするときは、事業者公募において乙が提案した内容に基づき、契約金額、その他の内容について協議を行った上でその契約を締結するものとする。

(リノベーション工事請負契約)

第4条 甲及び乙は、第1条のリノベーション工事請負契約を締結しようとするときは、事業者公募において乙が提案した内容に基づき、甲の規定に則った所要の手続きを行ったうえで、その契約を締結するものとする。

(契約等の不締結)

第5条 甲は、次に掲げる場合は、契約等を締結しないことができる。

- (1) 乙の本事業実施予算等の措置が講じられていないとき。
- (2) 乙が民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、若しくは特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申し立てるとき。
- (3) 乙が本協定締結後、本事業を実施する上で必要な資格や関係法令による営業停止等を含めた何らかの処分を受けたとき。
- (4) 事業者公募における実施要項に定めた事項に違反したとき。
- (5) その他、乙と契約を締結することが不適切であると認められたとき。

2 乙は、次に掲げる場合に限り、契約等を締結しないことができる。

- (1) 甲の承諾を得たとき。
- (2) 天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができないとき。

(甲の解除権)

第6条 甲は、乙が前条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定に基づきこの協定を解除したときは、甲に生じた実際の損害額について、乙に対して損害賠償を請求することができる。

(書面主義)

第7条 この協定に定める通知、契約の締結は、書面にて行う。

(業務の履行)

第8条 乙は、自らが甲に提案した内容に基づいて、甲乙協議を経て合意した内容において誠実にこれを履行する。

2 乙は、甲と十分に連携して業務を履行する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、この協定に関して疑義が生じた事項等は、必要に応じて、甲と乙が誠意をもって協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 兵庫県神戸市中央区小野柄通4 1 2 2
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長 後藤 政郎

(乙)(住所)
(団体名)
(代表者役職、氏名)

【企業グループの場合】

代表事業者(乙)(住所)
(団体名)
(代表者役職、氏名)

参画事業者(乙)(住所)
(団体名)
(代表者役職、氏名)